

日本工業大学学修規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本規程は、日本工業大学学則第14条、第16条から第26条に基づき学修について定める。

第2章 履修

(履修の原則)

第2条 授業科目（演習、実験、卒業研究及び卒業計画を含む。以下「科目」という。）の履修は、別表2にしたがって行うこととする。

- 2 上級学年配当科目の履修は、認めない。ただし、履修を希望する学生に対し所属する学科が許可する場合は、これを認めることがある。

(履修申告)

第3条 科目の履修申告は、当該学期に履修する全科目について、定められた時期並びに要領によって所定の手続きにより行い、承認を受けなければならない。

- 2 履修申告をしていない科目を受講することはできない。
- 3 訂正・取り消しが可能な期間を経て受理された履修申告書は、原則として、変更、追加を認めない。

(履修科目の申告の取消)

第4条 各学期初めの履修申告期間とは別に、履修申告の訂正・取り消しを可能とする期間を設ける。

- 2 前項に定める訂正・取り消し可能期間は、履修申告時に掲示（学内ネットワークを利用した告知を含む。以下同じ。）により連絡する。

(オープン履修)

第5条 所属学科以外に配当されている所定の専門科目（オープン履修科目という。）を履修することができる。

- 2 オープン履修の方法等については、別に定める。

(再履修)

第6条 再履修科目は、第3条第1項にしたがい、履修申告しなければならない。

- 2 再履修科目と当該学年科目の講義時間が重複する場合は、原則として低学年の科目を履修しなければならない。
- 3 既に単位を修得した科目の再履修は認めない。

第7条 削除

(履修申告単位数の制限)

第8条 各学期で履修申告できる単位数の上限は、24単位とする。ただし、教職に関する科目、自由科目を除く。

- 2 前項の規定にかかわらず、休学期間を含まない直前の学期のGPAが3.5以上の場合、当該学期に履修申告できる単位数の上限は、28単位とする。

(履修の制限)

第9条 科目の内容、その他の理由により履修に制限を加えることがある。

第3章 試験及び成績評価

(試験)

第10条 試験は、原則として毎学期末に行う。なお、当該科目の担当教員が必要と認めたとき随時これを行う。

- 2 前項の試験のほか、臨時に試験を行うことがある。

(受験の制限)

第11条 次の各号に該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 履修申告をしていない者
- (2) 指定の期日までに学費未納の者
- (3) 出席日数が不足のため、受験を禁じられた者
- 2 学生は受験に際し、学生証を提示しなければならない。
- 3 試験開始後30分以上遅刻した者は、試験を受けることができない。

(仮受験票)

第12条 学生証を携帯しない者は、所定の手続きにより仮受験票の交付を受け、受験することができる。

- 2 仮受験票は交付当日のみ有効とする。
- 3 仮受験票の交付手数料は別に定める。

(試験中の退場)

第13条 試験において退場を認める時間は、試験開始30分以上から試験終了の5分前までとする。

(不正行為)

第14条 試験で不正を行った者は、学則第50条の適用を受けることがある。

(追試験)

第15条 やむをえない事由によって受験できなかった科目についての追試験を行う。

- 2 前項の事由は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 災害による住居の被災（り災証明書）
 - (2) 就職試験（受験したことを証明する受験先機関発行の証明書）
 - (3) 教育実習（教職教育センターの証明書）
 - (4) 病気又は傷害（医師の診断書）
 - (5) 交通機関のトラブル（証明書）
 - (6) 一親等、二親等の死亡（死亡証明書）
 - (7) 裁判員選任手続期日における裁判所への出頭、または裁判員に選任された公判のための裁判所への出頭（呼出状又は裁判員職務従事期間の証明書）
 - (8) 上記以外で本学が特に認めた事由
- 3 追試験を受けようとする者は、原則として試験終了後7日以内に、追試験許可願並びに前項に定める証明書を教務部長に提出しなければならない。

(再試験)

第16条 不合格となった科目の再試験は、原則として行わない。ただし、教授会において必要と認められた場合は再試験を行うことがある。

(追・再試験の受験手続き)

第17条 所定の願書に当該科目の担当教員の確認を受け、別に定める金額を納入し、教務課から受験票の交付を受け、受験する。

(成績評価とGP・GPA)

第18条 試験の成績は、AA（秀）、A（優）、B（良）、C（可）及びD（不可）の5段階の評価とし、AA、A、B、Cを合格とする。

- 2 GP（グレード・ポイント）は、成績評価に応じて付与されたポイントをいう。
- 3 成績評価及びGPは次のとおりとする。

評価	GP	評点
AA	4	100点以下90点以上
A	3	90点未満80点以上
B	2	80点未満70点以上
C	1	70点未満60点以上
D	0	60点未満

- 4 GPA（グレード・ポイント・アベレージ）は、それぞれの履修申告した科目の単位数に、当該GPを乗じ、その総和を履修申告した科目の単位数の合計で除した数値で表す。
- 5 GPAの計算にあたって、再履修した場合には、再履修する前の単位数を、履修申告した科目の単位数の合計から除外して計算するものとする。

(その他の成績表示とGP・GPA)

第18条の2 前条以外の成績評価欄の表示及びそのGP・GPAの取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 「合」及び「認定」は、合格を示し、GPAの計算からは除外する。
- (2) 「否」は、不合格を示し、GPAの計算から除外する。
- (3) 「/」は、履修申告をしたが受験しなかったことを示し、GPは0とする。

(単位の修得)

第19条 履修した科目の試験に合格すると、単位が与えられる。

第4章 進級の要件及び卒業

(2学年への進級要件)

第20条 2学年への進級要件を次のとおりとする。

- (1) 休学期間を含まないで1年以上在学していること。
- (2) 修得単位数が、30単位以上であること。ただし、教職に関する科目及び自由科目の単位数は含まないものとする。
- (3) 学科が指定する科目の単位を修得していること。

(3学年への進級要件)

第21条 3学年への進級要件を次のとおりとする。

- (1) 休学期間を含まないで2年以上在学していること。
- (2) 修得単位数が、60単位以上であること。ただし、教職に関する科目及び自由科目の単位数は含まないものとする。
- (3) 学科が指定する科目の単位を修得していること。

(4学年への進級要件)

第22条 4学年への進級要件を次のとおりとする。

- (1) 休学期間を含まないで3年以上在学していること。
- (2) 修得単位数が、108単位以上であること。ただし、教職に関する科目及び自由科目の単位数は含まないものとする。
- (3) 学科が指定する科目の単位を修得していること。

(卒業要件)

第23条 本学を卒業するためには、4年以上在学し、別表1に示す卒業要件単位数124単位以上を修得しなければならない。

- 2 必修科目、選択必修科目及び選択科目については、別表2に示す。
- 3 第5条にいうオープン履修科目の修得単位数のうち、6単位までを卒業要件単位数として算入することができる。
- 4 教職に関する科目及び自由科目の修得単位数は、卒業要件単位数に算入することができない。

(修業年限の特例)

第23条の2 学則第26条第2項により、本学が、文部科学大臣の定めるところにより、本学の学生として3年以上在学した者で卒業の要件として本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合は、卒業を認めるものとする。

- 2 前項に規定する「優秀な成績」の認定については、別に定める早期卒業に関する規程によるものとする。

(留年)

第24条 第20条、第21条、第22条の進級要件、第23条の卒業要件を満たさなかった場合は、それぞれもとの学年にとどまるものとする。(以下「留年」という。)

- 2 留年した者は、以後に在学する学期分の学費等を納入しなければならない。
- 3 留年した者が、以後に在学した学期終了時に進級要件あるいは卒業要件を満たした場合は、進級又は卒業とする。

第5章 休学、学修指導及び退学勧告

(休学)

第25条 休学したときは、休学した学期分、もとの学年にとどまるものとする。

(学修指導)

第26条 学修指導は、原則として次の基準に基づき行う。

- (1) 第1 Semester終了時に、修得単位数が15単位未満又はGPAが1.0未満の場合
- (2) 第2 Semester終了時に、修得単位数が30単位未満又はGPAが1.0未満の場合
- (3) 第3 Semester終了時に、修得単位数が50単位未満又はGPAが1.0未満の場合
- (4) 第4 Semester終了時に、修得単位数が70単位未満又はGPAが1.0未満の場合
- (5) 第5 Semester終了時に、修得単位数が90単位未満又はGPAが1.0未満の場合
- (6) 前各号の修得単位数に教職に関する科目及び自由科目の単位数は含まないものとする。

- 2 学修指導の方法については、別に定める。

(退学勧告)

第27条 在籍期間2年終了時点で、GPAが0.3未満の学生には、退学勧告を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別な事情がある場合は教授会の議を経て勧告を見送ることがある。

付 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

(中 略)

付 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第8条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条、第27条の規定は、平成30年度の入学生から適用するものとし、平成29年度以前の入学生については改正前の規定を適用する。